

## 【別紙】料金表

(凡例) アンペア=A、キロボルトアンペア=kVA、キロワット時=kWh、キロワット=kW

## 【Fプラン (単位: 円 / 税込)】

料金区分 (従量電灯B相当)	北海道	東北	東京	中部	北陸	九州
基本料金 (月額)	-	-	-	-	-	-
電力量料金 1kWhにつき	31.37円	32.75円	30.00円	30.63円	28.65円	29.15円

料金区分 (従量電灯C相当)	北海道	東北	東京	中部	北陸	九州
基本料金 (月額)	-	-	-	-	-	-
電力量料金 1kWhにつき	31.37円	32.75円	30.00円	30.63円	28.65円	29.15円

料金区分 (従量電灯A相当)	関西	中国	四国
最低料金 (月額)	-	-	-
電力量料金	25.78円	29.05円	28.82円

料金区分 (従量電灯B相当)	関西	中国	四国
基本料金 (月額)	-	-	-
電力量料金 1kWhにつき	25.78円	29.05円	28.82円

## ■ 料金の割引

電気供給契約において、お客さまが下記の条件に該当致しました場合、以下の割引が適用となります。

割引プラン名	条件	割引内容
ガスセット割引	電気供給契約と併せて、当社がガス小売事業者として提供するガス需給契約に契約をいただいた場合 (※1)	当社が提供するガス需給契約の料金から、毎月110円 (税込) を割引かせていただきます。
クレカ割引	以下の条件のすべてを満たす場合 (1)支払方法がクレジットカード払いであること (2)供給開始日が属する月の翌月末日までに、当社所定のクレジットカード登録手続きが完了すること	左記クレジットカード登録手続きが完了した日が属する月の翌月末日を支払期日とする料金 (当社の電気供給約款でさだめるものをいい、以下「割引対象料金1」といいます。) から、以下のいずれか低い金額を割引いたします。 (1)金1,000円 (税込) (2)割引対象料金1の金額 (税込)
移転継続割引	需要場所の移転をされた場合、移転後の需要場所においても当社電気供給契約にご契約を頂いた場合	供給開始日後に最初に到来する検針日の前日を満了日とする計量期間を1か月目とした、最大2ヶ月間の各計量期間の料金 (なお、各計量期間の料金を「割引対象料金2」といいます。) に対し、以下のいずれか低い金額をそれぞれ割引いたします。 (1)金1,000円 (税込) (2)各計量期間の割引対象料金2の金額 (税込)
クレカ・移転継続割引 (※2)	上記の「クレカ割引」「移転継続割引」の両方の条件をすべて満たした場合	供給開始日後に最初に到来する検針日の前日を満了日とする計量期間を1か月目とした、最大3ヶ月間の各計量期間の料金 (なお、各計量期間の料金を「割引対象料金3」といいます。) に対し、以下のいずれか低い金額をそれぞれ割引いたします。 (1)金1,000円 (税込) (2)各計量期間の割引対象料金3の金額 (税込)

※1: 提供ガス小売事業者が「株式会社ファミリーネット・ジャパン」または「株式会社サイサン」となるプランは対象外となります。

※2: 移転継続割引適用後にクレカ割引の条件を満たした場合、クレカ割引の条件を満たした日が属する月の翌月末日を支払期日とする料金以降は、クレカ・移転継続割引を適用しますが、この場合、移転継続割引とクレカ・移転継続割引の適用期間の合計を最大3か月間とします。

(例) 1か月目: 移転継続割引 2か月目: クレカ・移転継続割引 3か月目: クレカ・移転継続割引 4か月目: 割引なし